

## ニュージーランドの選挙制度に関する 2011 年国民投票

政治議会課 安田 隆子

はじめに

ニュージーランドでは、2011年11月26日、総選挙と併せて現行選挙制度の維持の是非を問う国民投票が行われ、現行制度の維持に対する賛成が多数を占めた。本稿では、現行選挙制度の概要と問題点及び今回の国民投票の概要と結果について紹介する。

## I 現行制度の概要

ニュージーランドの選挙制度は、1992年及び1993年の選挙制度に関する国民投票の結果を受けて1993年に改正され、単純小選挙区制から小選挙区比例代表併用制（MMP：Mixed Member Proportional）となった<sup>(1)</sup>。

ニュージーランド議会は一院制であり、議員の定数は120、うち小選挙区は70、比例区は全国1区で定数50である。70の小選挙区のうち7が先住民民族マオリのためのマオリ選挙区<sup>(2)</sup>であり、人口のおよそ14%を占めるマオリに配慮した議席配分となっている。

有権者は、1票を小選挙区に投票し、1票を比例区に投票する。図1のように投票用紙は1枚で、左の欄が比例区、右の欄が小選挙区への

投票となっている。

当選者の決定は次の方法で行われる。まず、小選挙区において、最も多くの票を獲得した候補者が当選となる。次に、総定数120から小選挙区で当選した無所属の候補者の数を差し引いた数を、比例区の得票数に応じて、サン・ラグ式<sup>(3)</sup>で各政党に配分する。各政党の配分議席数

図1 ニュージーランドの投票用紙

The image shows a sample ballot paper for the 2011 New Zealand general election. It is divided into two main sections: 'PARTY VOTE' on the left and 'ELECTORATE VOTE' on the right. The 'PARTY VOTE' section lists 14 political parties, each with a small icon and a circle for marking a vote. The 'ELECTORATE VOTE' section lists 14 candidates, each with a small icon and a circle for marking a vote. The ballot includes instructions for voters and a large 'SAMPLE' watermark. At the bottom, there are 'Final Directions' for voters.

(出典) ニュージーランド選挙委員会ウェブサイト <<http://www.elections.org.nz/voting/votingsub/sample-ballot-paper.html>> 最終アクセス 2012.4.12

(1) 1992年及び1993年の選挙制度改革に関する国民投票については、三輪和宏・河島太郎・小林公夫「国民の選択する選挙制度—選挙制度改革に関するニュージーランドの国民投票」『レファレンス』505号, 1993.2, pp.1-45; 河島太郎「国民の選択した選挙制度—選挙制度改革に関するニュージーランドの第二回国民投票について」『レファレンス』518号, 1994.3, pp.96-107を参照。

(2) マオリの人口に応じてニュージーランド全域がマオリ選挙区の数により分割される。マオリは、有権者登録に当たり、一般の小選挙区で投票するか、マオリ選挙区で投票するかを選択することができる。

(3) 各政党の得票数を1、3、5、7…の奇数で順次割り、商が大きい順から、定数と同数の商が得られるまで計算を続け、商の大きい順に1議席ずつ配分する。

から、小選挙区の当選者数を差し引いた数が比例区の当選者数となり、あらかじめ政党が提出した名簿の上位の候補者から当選する。

なお、小選挙区における獲得議席数が、比例区得票数による配分議席数を超える場合は、超過議席が発生し、総定数が増加する。

小選挙区の定数配分及び区割りは、5年ごとの国勢調査結果に基づき、第三者機関である代表委員会 (Representation Commission) により行われる。定数配分は、南島の定数が16と定められ、北島の定数は、同島の人口<sup>(4)</sup>を南島の1選挙区当たり人口(南島の人口を16で除した数)で除した数とされている<sup>(5)</sup>。また、マオリ選挙区の定数は、全国のマオリの人口<sup>(6)</sup>を南島の1選挙区当たり人口で除した数とされている<sup>(7)</sup>。比例区の定数は、総定数の120から小選挙区の定数を差し引いた数となる。

配分された定数に基づき小選挙区の区割りをを行うが、各小選挙区の人口は、南島、北島、マオリのそれぞれの議員1人当たり人口の上下5%未満としなければならない<sup>(8)</sup>、かなり厳しい投票価値の平等が要求されている。

現行制度の下での選挙結果は表1のとおりである。

## II 現行制度の問題点

現行制度に対しては、女性やマオリ等少数派の多様な意見が反映されるとの肯定的な意見<sup>(9)</sup>がある一方、批判的な立場からは、主に以下のような問題が指摘されている。

### 1 連立政権

小選挙区比例代表併用制は、基本的に比例代

表1 ニュージーランド総選挙結果

政党名	1996年				1999年				2002年				2005年				2008年				2011年			
	得票率 (%)	選挙区	比例区	計	得票率 (%)	選挙区	比例区	計	得票率 (%)	選挙区	比例区	計	得票率 (%)	選挙区	比例区	計	得票率 (%)	選挙区	比例区	計	得票率 (%)	選挙区	比例区	計
国民党	33.84	30	14	44	30.50	22	17	39	20.93	21	6	27	39.10	31	17	48	44.93	41	17	58	47.31	42	17	59
労働党	28.19	26	11	37	38.74	41	8	49	41.26	45	7	52	41.10	31	19	50	33.99	21	22	43	27.48	22	12	34
緑の党	-	-	-	-	5.16	1	6	7	7.00	0	9	9	5.30	0	6	6	6.72	0	9	9	11.06	0	14	14
NZファースト党	13.35	6	11	17	4.26	1	4	5	10.38	1	12	13	5.72	0	7	7	4.07	0	0	0	6.59	0	8	8
マオリ党	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2.12	4	0	4	2.39	5	0	5	1.43	3	0	3
マナ党	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.08	1	0	1
ACT党	6.10	1	7	8	7.04	0	9	9	7.14	0	9	9	1.51	1	1	2	3.65	1	4	5	1.07	1	0	1
統一未来党 <sup>(注1)</sup>	0.88	1	0	1	0.54	1	0	1	6.69	1	7	8	2.67	1	2	3	0.87	1	0	1	0.60	1	0	1
連合党	10.10	1	12	13	7.74	1	9	10	1.27	0	0	0	0.07	0	0	0	0.08	0	0	0	0.05	0	0	0
革新党	-	-	-	-	-	-	-	-	1.70	1	1	2	1.16	1	0	1	0.91	1	0	1	-	-	-	-
その他	7.54	0	0	0	6.02	0	0	0	3.62	0	0	0	1.24	0	0	0	2.40	0	0	0	3.32	0	0	0
合計		65	55	120		67	53	120		69	51	120		69	52	121		70	52	122		70	51	121
超過議席				0				0				0				1				2				1

(注1) 統一未来党の議席数のうち、1996年及び1999年はその前身の政党であるニュージーランド統一党の議席数である。

(注2) 超過議席は、すべてマオリ党の議席である。

(注3) 濃い網掛けは内閣を構成する政党、薄い網掛けは閣外で協力する政党である。

(注4) 比例区得票率は、四捨五入しているため、合計が100%とならないことがある。

(出典) ニュージーランド選挙委員会ウェブサイト <<http://www.electionresults.govt.nz/>>、ニュージーランド議会ウェブサイト <<http://www.parliament.nz/en-NZ/MPP/Parties/>> 及び陶山宣明「選挙制度と政党制度の関係の一考察—ニュージーランドと日本の比較から—」『ニュージーランド・ノート』(11), 2010.2, p.3. を基に筆者作成。

(4) 定数配分及び選挙区割りにおける「人口」は、直近の国勢調査人口からマオリの人口を除いた数である (Electoral Act 1993 s.3)。

(5) Electoral Act 1993 s.35(3)。

(6) マオリの人口は、マオリ選挙区の登録有権者数等から推計することとされている (Electoral Act 1993 s.3)。

(7) Electoral Act 1993 s.45(3)。

(8) Electoral Act 1993 s.36, s.45(7)。

(9) Jack Vowles et al., "Forecasting and Evaluating the Consequences of Electoral Change in New Zealand," *Acta Politica*, 41(3), 2006.9, pp.274-275.

表制による議席配分となることから、一政党が単独で議会の過半数を占めることが困難となり、連立政権となることが多い。実際、現行制度による選挙以降は、全て連立政権となっている。連立政権については、連立交渉の過程が不透明であり、有権者から政権選択の権利を奪うものであるとの批判がある<sup>(10)</sup>。1996年総選挙後は、8週間にわたる連立交渉において、選挙前に国民党（National Party）とは連立しない旨を表明していたNZファースト党（NZ First）が国民党との連立に合意し、連合党（Alliance）が労働党（Labour Party）との連立協議を拒否した結果、国民党とNZファースト党の連立政権が発足することになった<sup>(11)</sup>。また、2005年総選挙後、労働党は議席を減らしたものの、NZファースト党の党首の閣外の外務大臣への就任を条件に、同党からの閣外協力を得ることで政権を維持した<sup>(12)</sup>。こうした連立政権の形成過程の不透明性は有権者の不信を招き、小選挙区比例代表併用制に対する有権者の信頼の低下につながっている（Ⅲ 1の図2を参照。）。

また、小政党が政権の政策形成に過大な影響力を持つことへの批判もある。1999年総選挙後から2002年総選挙までの間、労働党との連立政権に参加した連合党が、政府による商業銀行の再参入となるキウイ銀行の設立や育児休業の拡大に影響を与えた。そして、閣外協力をしてきた緑の党（Green Party）への配慮から、2003年10月29日まで遺伝子組換え生物の承認手続の一時停止措置が採られた。<sup>(13)</sup>

経済界からは、上記のほか、小選挙区比例代

表併用制の下では、小政党が連立政権の形成過程で大きな影響力を持つ結果、政府支出の増加を招いている、少数政権となることが多いので、政権の意思決定が遅くなったり多数派を形成するための妥協が必要となったりする結果、効果的な意思決定が困難になるとの批判がある<sup>(14)</sup>。

## 2 阻止条項

比例区の議席配分に当たっては、比例区の得票率が5%未満（以下「5%条項」という。）又は小選挙区で1議席も獲得できなかった（以下「1議席条項」という。）政党には配分しないとの阻止条項が設けられている。これらの阻止条項については、基準が低すぎて、小政党や極小政党が政治的な影響力を持つことになってしまうとの批判がある<sup>(15)</sup>。

さらに、1議席条項については、選挙区で1議席を獲得すれば、比例区の得票率が5%未満であっても議席が配分されることから、5%条項のみの場合に比べて小政党の乱立につながり、政権形成の際に小政党の影響力が大きくなる原因となっているとの批判もある<sup>(16)</sup>。

実際、2005年総選挙では、議席を得た8政党のうち5%条項を満たしていたのは4政党に過ぎず、連立政権の形成過程に影響を与えた3政党のうち2政党は5%条項を満たしていなかった。ACT党（ACT New Zealand）は、エプソム（Epsom）選挙区において、小選挙区で国民党の候補者に投票すればその候補者しか当選しないが、ACT党の候補者に投票すれば、ACT党の小選挙区の候補者が当選し、1議席条項により

(10) Raymond Miller and Jack Vowles, "Public Attitudes towards MMP and Coalition Government," *New Zealand Journal of Public and International Law*, 7(1), 2009.6, pp.97-98.

(11) *ibid.*, p.98.

(12) *ibid.*, p.104; Vowles et al., *op.cit.* (9), pp.274, 279-280.

(13) Vowles et al., *ibid.*, pp.273-274.

(14) "Roger Partridge: Why you should vote for FPP," *New Zealand Herald*, Nov 3, 2011.

(15) Miller and Vowles, *op.cit.* (10), p.96.

(16) Vowles et al., *op.cit.* (9), pp.280-281; *ibid.*, pp.96-97; Stephen Levine and Nigel S. Roberts, "MMP and the Future: Political Challenges and Proposed Reforms," *New Zealand Journal of Public and International Law*, 7(1), 2009.6, p.149.

比例区においても ACT 党が議席を獲得することに結び付き、国民党の小選挙区の候補者も、小選挙区で当選しなくても重複立候補により比例区から当選できる、との選挙運動を行い、批判されていた<sup>(17)</sup>。

2008 年総選挙では、NZ ファースト党は、比例区の得票率が 4.07% だったため議席が配分されなかったが、ACT 党は、比例区得票率は 3.65% であったものの選挙区で 1 議席を獲得したため、政党への配分議席は 5 で比例区から 4 議席を得ており、NZ ファースト党と ACT 党を比較すると、得票率と獲得議席数が逆転する結果となっている。

### 3 超過議席

議席配分に当たり、小選挙区において無所属の候補者が当選すると総定数 120 から当該当選者は差し引かれるが、政党所属の場合、総定数から差し引かれない。1 議席条項により、政党が小選挙区で 1 議席を獲得すれば比例区の議席が配分されることから、比例区得票に基づく配分議席数が小選挙区の獲得議席に満たない場合は超過議席となり、総定数が増えることになる。2005 年以降の選挙において、マオリ党 (Māori) は小選挙区における獲得議席に比べて比例区得票に基づく配分議席数が少なかったことから、超過議席が発生している。

このように、同じ小選挙区の候補者であるにもかかわらず無所属の場合と政党所属の場合で取扱いが異なることに加え、その問題が超過議席の原因になることが問題とされている<sup>(18)</sup>。

超過議席は、議席配分の比例性を歪めるとともに、議員定数の増加につながるなどの批判があ

る。議員定数の増加に対しては、ニュージーランドの世論は否定的である。現行制度導入に当たり、比例性を確保するためとして総定数を 99 から 120 に増加したものの、1999 年には、総定数を 120 から 99 に削減することの是非を問う諮問的国民投票が市民から発議され、81.5% が賛成するとの結果となっている<sup>(19)</sup>。

### 4 拘束名簿式

比例区は拘束名簿式であるため、どの候補者を名簿の上位とするかが政党の有力者によって決定され、有権者の意思が反映されないとの批判がある。そのため、比例区選出の議員は、根無し議員 (rootless) 又は二流議員 (second-class) と呼ばれることもある<sup>(20)</sup>。

### 5 重複立候補

比例区と小選挙区との重複立候補が認められているため、小選挙区で落選した候補者が比例区により復活当選することがある。このような議員は裏口議員 (back door MPs) と呼ばれることもあり、1993 年の小選挙区比例代表併用制導入当時から批判されている<sup>(21)</sup>。

### 6 人口の増減と小選挙区の定数

現行の定数配分の方法によると、小選挙区の定数は、北島と南島の人口の差又はマオリと南島の人口の差が大きくなればなるほど増えることになり、その分比例区の定数が減ることになる。現行制度において比例区の定数が減り過ぎると、小選挙区比例代表併用制の特徴である比例性を確保することが困難になるとの問題がある<sup>(22)</sup>。

(17) Levine and Roberts, *ibid.*, p.149.

(18) *ibid.*, pp.149-150.

(19) Miller and Vowles, *op.cit.* (10), p.96.

(20) *ibid.*, pp.96-97.

(21) Levine and Roberts, *op.cit.* (16), p.151.

(22) Vowles et al., *op.cit.* (9), p.273.

### Ⅲ 選挙制度に関する国民投票

#### 1 経緯

現行制度を定めた1993年選挙法は、2002年半ばまでに現行制度を見直すことを議会に要請しており、同規定に基づき国会に設置された小選挙区比例代表併用制再検討委員会（MMP Review Committee）は、2001年8月、現行制度の変更は不要とする報告書を提出していた<sup>(23)</sup>。一方、1993年から2008年までの各総選挙後の世論調査によれば、小選挙区比例代表併用制を支持するとの回答の割合は、いずれも最も多いものの徐々に低下する傾向にあった（図2を参照）。

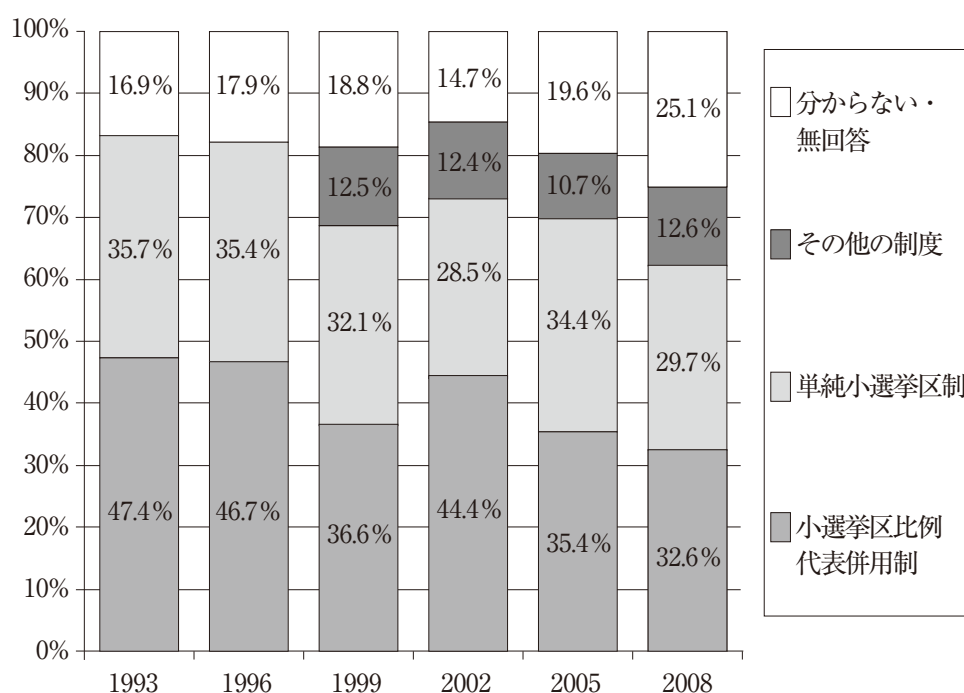
2008年、選挙制度に関する国民投票の実施を選挙公約<sup>(24)</sup>に掲げた国民党が労働党に代わっ

て政権の座についた。国民党政権は、2009年9月に選挙制度に関する国民投票の実施を決定し、2010年12月、国民投票の方法等を定めた2010年選挙国民投票法（Electoral Referendum Act 2010）が成立した。なお、1993年選挙法は、議席の配分方法など同法の基本的な規定の改正に当たり、議会の全議員の4分の3の議決又は国民投票の過半数の賛成が必要である旨を規定している。

#### 2 2010年選挙国民投票法の概要

選挙制度に関する国民投票は、拘束力のない諮問的国民投票であり、2011年に実施される総選挙と併せて実施された。国民投票では、1枚の投票用紙に2つの設問が記載されている。まず、小選挙区比例代表併用制を維持したいか又は別の制度に変更したいかが問われる（Part A）。

図2 望ましい選挙制度に関する意識調査結果



(注) 1993年及び1996年の調査では、「その他の制度」の選択肢がない。

(出典) New Zealand Election Study ウェブサイト <<http://www.nzes.org/exec/show/index>> を基に筆者作成。

(23) 矢部明宏「ニュージーランドの憲法事情」『諸外国の憲法事情3』国立国会図書館調査及び立法考査局，2003，pp.158-159。

(24) 国民党は、1999年から2008年までの4回の総選挙の公約において、現行選挙制度の維持の是非を問う国民投票の実施を掲げている。Alan Renwick, *The politics of electoral reform: changing the rules of democracy*, Cambridge, New York: Cambridge University Press, 2010, p.208。

次に、もし別の制度に変更する場合、次の①から④の制度<sup>(25)</sup>からどの制度を選択するかが問われる (Part B)。投票用紙の設問の構成及び投票用紙に掲げられた選挙制度の種類は、現行選挙制度の導入に当たり 1992 年に実施された国民投票と同じである。なお、投票用紙の記入が Part A 又は Part B のみであっても有効票として集計される<sup>(26)</sup>。

- ① 単純小選挙区制 (FPP: First Past the Post)  
選挙区の定数は 1 で、有権者は 1 人の候補者を選んで投票する。選挙区で最も多くの票を得た候補者が当選する。
- ② 選択投票制 (PV: Preferential Voting)  
選挙区の定数は 1 で、有権者は全ての候補者に 1、2、3…と選好順位を付けて投票する。

票は 1 と付された候補者の票として集計し、過半数の票を得た者がいれば当選となる。過半数の票を得た者がいなければ、得票数が最下位の候補者の獲得した票を 2 と付された候補者に移譲する。この手順を繰り返し、過半数の票を得た候補者が当選となる。

- ③ 単記移譲式比例代表制 (STV: Single Transferable Vote)

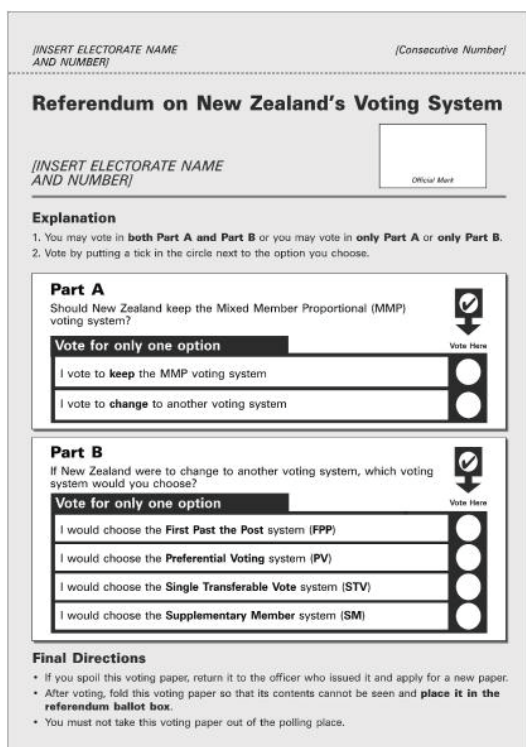
選挙区の定数は複数で、有権者は全ての候補者に 1、2、3…と選好順位を付けて投票するか又はあらかじめ政党が決定した選好順位を選んで投票する。票は 1 と付された候補者の票として集計し、当選基数 (1 議席を獲得するために必要とされる得票数) 以上の票を得た候補者が当選となる。当選した候補者の得票から当選基数を上回る票が 2 と付された候補者に移譲され、当選基数以上の票を得た候補者が当選となる。当選者の票の移譲を繰り返しても当選者数が定数に達しない場合は、最下位の候補者の票を 2 と付された候補者に移譲する。この手順を繰り返し、当選基数以上の票を得た候補者が当選となる。

ニュージーランドにおいては、地域健康委員会 (District Health Board)<sup>(27)</sup>の委員及び一部の地方自治体議会の議員の選挙において採用されている。

- ④ 小選挙区比例代表並立制 (SM: Supplementary Member)

小選挙区制 (定数 90 を想定) と拘束名簿式比例代表制 (全国 1 区、定数 30 を想定) の選挙をそれぞれ行い、両者の合計が各党の獲得議席となる。小選挙区では、有権者は候補者を 1 人を選んで投票し、選挙区で最も多くの票を得た候補者が当選する。比例区では、有権

図 3 国民投票の投票用紙



(出典) 2010 年選挙国民投票法 別表 1

(25) ①から④の選挙制度の詳細な解説は、佐藤令「諸外国の選挙制度—類型・具体例・制度一覧」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』No.721, 2011.8.25 を参照。

(26) “2011 Referendum on the voting system.” ニュージーランド選挙委員会ウェブサイト <<http://www.elections.org.nz/elections/2011-general-election-and-referendum/2011-referendum-on-the-voting-system.html>>

(27) 健康医療サービス行財政の執行を担当する独立行政機関である。一般の行政区画とは異なる圏域の保健行政区分により、全国に 21 設置されている。

者は政党を1つ選んで投票し、議席は得票数に比例して各政党に配分され、小選挙区で当選した候補者を除いた名簿の上位の候補者から当選する。

国民投票の結果、小選挙区比例代表併用制を維持するとの票が有効票の50%以上であった場合は、選挙委員会による現行制度の再検討が行われることが規定されている。なお、小選挙区比例代表併用制を変更するとの票が有効票の50%を超えた場合について2010年選挙国民投票法は規定していないが、政府は、2014年総選挙と併せて、現行制度又は2010年国民投票のPart Bにおいて最も支持を得た制度のどちらかを選択する拘束的国民投票を実施すると表明していた<sup>(28)</sup>。

### 3 各政党の意見と世論の動向

国民投票前の小選挙区比例代表併用制に対する各政党の意見は、政権党か野党か、大政党か中小政党かにかかわらず様々であった。

国民党は、早くから小選挙区比例代表併用制への反対を明らかにしており<sup>(29)</sup>、同党党首ジョン・キー首相は、2008年総選挙前<sup>(30)</sup>から少数代表にも配慮しつつ安定した政権が形成できるとして小選挙区比例代表並立制を支持する旨を表明していた。また、ACT党は比例区で4議席を獲得しているが、ドン・ブラシュ党首は小選挙区比例代表並立制を支持する旨を表明していた<sup>(31)</sup>。

一方、労働党のフィル・ゴフ党首は、小選挙区比例代表併用制は最も公正な制度であり、比例区は居住地にかかわらず同じ1票の価値が与えられているとして小選挙区比例代表併用制を支持し、別の制度に変更する場合に望ましい制度 (Part B) については投票しない旨を表明していた<sup>(32)</sup>。もっとも、労働党内では、従来から小選挙区比例代表併用制に反対する意見も多く<sup>(33)</sup>、小選挙区比例代表併用制は維持するとしつつ、比例区の定数を減らし、小選挙区の定数を増やすべきとの意見もあった<sup>(34)</sup>。マオリ党のタリアナ・トゥリア共同党首も別の制度に変更する場合に望ましい制度 (Part B) については投票しない旨を表明しつつ、多様な集団を議会にもたらすとして小選挙区比例代表併用制を支持する旨を表明しており、緑の党は継続的に小選挙区比例代表併用制を支持してきた。統一未来党 (United Future) は小選挙区のみで1議席を獲得しているが、ピーター・ダン党首は、小選挙区比例代表併用制が多様な意見を代表していることを認めるとともに、小選挙区比例代表併用制では強い政権が生まれないと批判は場合によらず、小選挙区比例代表併用制に対する支持を表明していた。<sup>(35)</sup>

また、市民団体等による活発なキャンペーンが行われ、小選挙区比例代表併用制の維持を主張する市民団体の「MMPを守る運動 (Campaign for MMP)」は、2010年2月に設立されて活動を開始し<sup>(36)</sup>、小選挙区比例代表併用制の変更を主張する市民団体の「改革への投票 (Vote

(28) John Wilson, "Parliamentary Voting Systems in New Zealand and the Referendum on MMP," *Parliamentary Library Research Paper*, 2011/03 (Nov. 2011), p.17. ニュージーランド議会ウェブサイト <<http://www.parliament.nz/NR/rdonlyres/EE86F1B4-85D3-44F9-8839-DF56BF08C42C/206392/ParliamentaryVotingSystemsInNewZealandFormattedFor.pdf>>

(29) Miller and Vowles, *op.cit.* (10), pp.95-96; Renwick, *op.cit.* (24)

(30) "Referendum 'No' wouldn't need to spell end for proportionality," *New Zealand Herald*, Aug 9, 2008.

(31) "Political leaders split on MMP," *New Zealand Herald*, Nov 21, 2011.

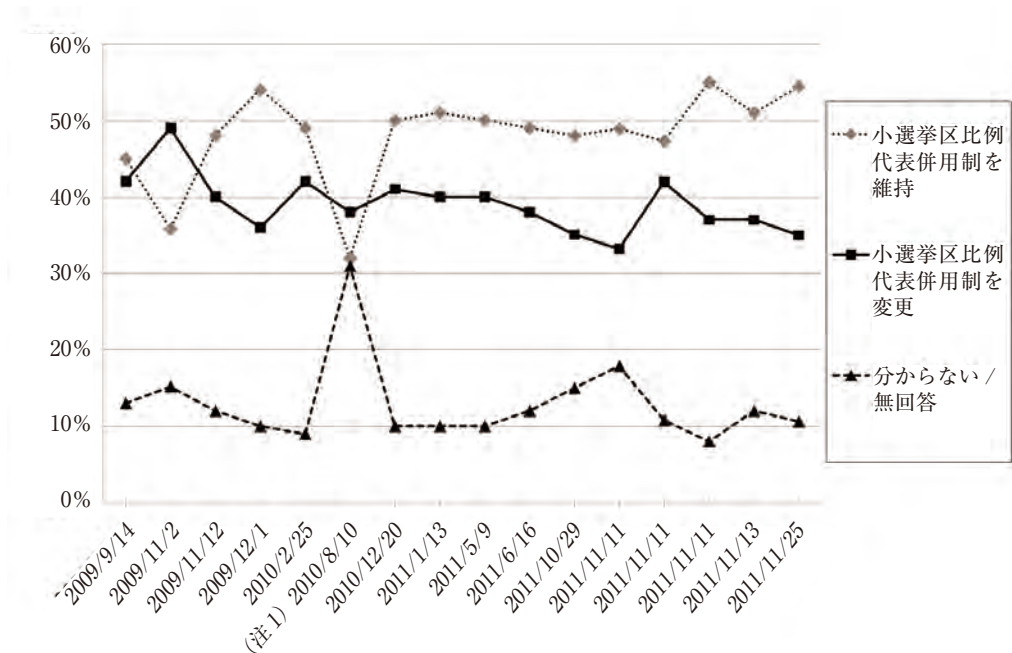
(32) *ibid.*

(33) Miller and Vowles, *op.cit.* (10), p.95.

(34) "Labour: More electorate MPs preferred," *New Zealand Herald*, Sep 14, 2009.

(35) *op.cit.* (31)

図4 2009年9月以降の世論調査結果



(注1)「分からない / 無回答」とした回答者が選挙制度について説明を受けた後は、「小選挙区比例代表併用制を維持」が37.5%、「小選挙区比例代表併用制を変更」が46.6%、「分からない / 無回答」は15.9%となっている。

(注2) 日付は調査結果に関する記事の掲載された日付である。

(出典) Fairfax Media Research International, Herald-DigiPoll, ONE News Colmar-Brunton poll, Research NZ, Shape NZ, 3 News, UMR Research 各社の世論調査を基に筆者作成。

for Change)」は、保守派政治家や経済界の支援を受けて2011年6月頃から活動を開始していた<sup>(37)</sup>。なお、国民投票運動費用について、1992年の国民投票において制限がなかったことに対する批判を受け、2010年選挙国民投票法では、登録団体は30万NZドル(約1850万円<sup>(38)</sup>)、未登録団体は1万2千NZドル(約74万円<sup>(39)</sup>)を超えてはならないと規定されている<sup>(40)</sup>。

このような動きに対し、国民投票の実施の決定以降の小選挙区比例代表併用制に関する世論調査では、徐々に小選挙区比例代表併用制の維持を求める意見が優位となっていた(図4を参照)。

#### 4 投票結果と今後の見通し

選挙制度に関する国民投票の結果は、表2のとおりである。小選挙区比例代表併用制の維持を問うPart Aについては、小選挙区比例代表併用制を維持するとの票が57.77%で有効票の過半数を超えた。また、別の制度に変更する場合に望ましい制度を問うPart Bについては、有効票に占める割合では、単純小選挙区制とする票が最も高かった。しかし、投票総数に占める割合は、無効票(informal vote)が33.14%と最も高く、同様の設問の構成であった1992年の国民投票におけるPart Bの無効票が8%であった<sup>(41)</sup>ことと比較しても、かなり高いと言えよう。

(36) "Nationwide Pro-MMP Group Launched," 29 April 2010, Campaign for MMP ウェブサイト <<https://campaignformmp.org.nz/news/nationwide-pro-mmp-group-launched>>

(37) "Anti-MMP campaign launched," *New Zealand Herald* 電子版, Jun 27, 2011. <[http://www.nzherald.co.nz/politics/news/article.cfm?c\\_id=280&objectid=10734844](http://www.nzherald.co.nz/politics/news/article.cfm?c_id=280&objectid=10734844)>

(38) 報告省令レート2012年3月分に基づき換算した。

(39) 同上

(40) Electoral Referendum Act 2010 s.36, s.37.



表2 2011年国民投票結果

PartA	有効票に占める割合	投票総数に占める割合
現行制度を維持	57.77%	56.17%
現行制度を変更	42.23%	41.06%
有効票	100.00%	97.23%
無効票		2.77%
投票総数		100.00%
PartB	有効票に占める割合	投票総数に占める割合
単純小選挙区制	46.66%	31.19%
選択投票制	12.47%	8.34%
単記委譲式比例代表制	16.73%	11.19%
小選挙区比例代表並立制	24.14%	16.14%
有効票	100.00%	66.86%
無効票		33.14%
投票総数		100.00%

(出典) ニュージーランド選挙委員会ウェブサイト

<[http://www.electionresults.govt.nz/electionresults\\_2011/referendum.html](http://www.electionresults.govt.nz/electionresults_2011/referendum.html)> を基に筆者作成。

この結果を受けて、現在、選挙委員会による現行制度の再検討が行われている。この再検討の目的は、現行制度を変更することが必要か又は望ましいかについて国民から意見を聴取し決定すること及び法務省に対し制度変更に関する勧告を行うことである。この再検討においては、上記Ⅱに掲げた現行制度の問題点のうち、阻止条項、超過議席、拘束名簿式、重複立候補<sup>(42)</sup>、人口の増減と小選挙区の定数に関する事項のほか、選挙に関する必要な事項について取り上げることとされている<sup>(43)</sup>。なお、マオリ選挙区及び総定数については、取り上げないことが2010年選挙国民投票法に明記されている。この選挙委員会による再検討の報告書は2012年10月31日までに法務大臣に提出しなければならないと

され、法務大臣から報告書の写しが議会に提出されることとなっている。

おわりに

国民投票の結果を受け、事実上、現行の小選挙区比例代表併用制が維持されることとなったものの、選挙制度の再検討の対象には、拘束名簿式や重複立候補など我が国においても課題とされる事項が含まれており、今後、再検討の議論を踏まえた選挙制度の見直しの動きが注目される。

(やすだ たかこ)

(41) 三輪・河島・小林 前掲注(1), p.33.

(42) 小選挙区と比例区の重複立候補のほか、比例区選出議員の小選挙区の補欠選挙への立候補を含む。

(43) Electoral Referendum Act 2010 s.76.